

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【会社名】	株式会社雪国まいたけ
【英訳名】	YUKIGUNI MAITAKE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大平 喜信
【本店の所在の場所】	新潟県南魚沼市余川89番地
【電話番号】	025(778)0111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 吉川 博志
【最寄りの連絡場所】	新潟県南魚沼市余川89番地
【電話番号】	025(778)0111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 吉川 博志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 241,702,500円（注）

（注）1．本募集は、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会の決議および平成22年6月29日に開催された当社取締役会の決議に基づく、ストックオプション付与を目的とする新株予約権の発行に関するものです。

2．募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とします。

3．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社の社内調査委員会による調査の結果、過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、平成21年3月期第2四半期から平成26年3月期第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

当該報告書の提出に伴い、平成23年2月22日付けで提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しています。

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

後略

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第27期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

後略

独立監査人の監査報告書

平成25年11月14日

株式会社雪国まいたけ

取締役会 御中

監査法人 ナカチ

代表社員 公認会計士 安藤 算 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 駒崎 泰 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社雪国まいたけの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社雪国まいたけ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

第5 経理の状況 2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月14日

株 式 会 社 雪 国 ま い た け

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 ナ カ チ

代表社員 公認会計士 安藤 算 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 駒崎 泰 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社雪国まいたけの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社雪国まいたけ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から社債発行費の処理方法を変更した。
2. 第5 経理の状況 2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月14日

株 式 会 社 雪 国 ま い た け

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 ナ カ チ

代表社員 公認会計士 安藤 算 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 駒崎 泰 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社雪国まいたけの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第26期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社雪国まいたけの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

第5 経理の状況 2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月14日

株 式 会 社 雪 国 ま い た け

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 ナ カ チ

代表社員 公認会計士 安藤 算 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 駒崎 泰 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社雪国まいたけの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第27期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社雪国まいたけの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当事業年度から社債発行費の処理方法を変更した。
2. 第5 経理の状況 2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。